

令和 3年 12月

篠栗町議会第4回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月9日(木)～17日(金) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	9	木	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採 決
第2日	12	10	金	考 案 日		
第3日	12	11	土	休 会		閉 庁
第4日	12	12	日	休 会		閉 庁
第5日	12	13	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	12	14	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	15	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	16	木	予 備 日		
第9日	12	17	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和3年 第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令3年12月9日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 2番 , 3番

- 第2, 会期の決定の件

- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

- 第4, 議案の委員会付託について

- 第5, 議案第64号 篠栗町教育委員会委員の任命について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
65	篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
66	篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
67	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
68	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
69	篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
70	篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
71	篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
72	篠栗町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
73	篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
74	篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
75	令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について	予算 特別委員会
76	令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
77	令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
78	令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
79	令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

令和3年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和3年12月13日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	5番	古屋 宏治	議員
2.	7番	栗須 信治	議員
3.	4番	品川 静	議員
4.	12番	荒牧 泰範	議員
5.	1番	岩下 勝正	議員
6.	6番	田辺 弘之	議員

令和2年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和3年12月17日(金)午前10時開議

- 第1, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第2, 議案の委員会付託について
- 第3, 議案第65号 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第66号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第67号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第68号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第69号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第70号 篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第71号 篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第72号 篠栗町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11, 議案第73号 篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第74号 篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13, 議案第75号 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について
- 第14, 議案第76号 令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第15, 議案第77号 令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第16, 議案第78号 令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第17, 議案第79号 令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第18, 議案第80号 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について
- 第19, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
80	令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について	予算 特別委員会

令和3年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月9日(開会)

令和3年 第4回 定例会 会議録

日時 令和3年12月9日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	進 藤 功 次
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	有 隅 哲 哉
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	松 熊 大	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	藤 幸 三
監 査 委 員 事 務 局 長	水 江 靖 浩		

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 会議を開きますが、タブレットに議事日程が出ておりません。今、プリントをしていますので、しばらくお休みください。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時08分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番、藤木高裕議員、3番、横山和輝議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日から12月17日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第64号から議案第79号までの計16議案でございます。

それでは、議案第64号から議案第79号までを一括議題といたします。

町長に、一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日は、令和3年第4回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

ただ今は、ssgrの部分（会議システム）だけが調子が悪くて、皆様にご不自由をおかけしておりますが、諸情勢報告と提案理由については、私のほうからご報告いたします。

提案理由をご説明する前に、少しお時間をいただきまして、最近の諸情勢についてご報告いたします。

11月17日に全国町村長大会が、岸田総理大臣、金子総務大臣をはじめ、多くの国の中枢の方々のご来賓の下に開催されました。

今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策のため、各県の会長・副会長のみの参加となりましたが、この大会において16項目の通常決議のほか、昨年来の長引くコロナ禍は、社会経済・国民生活に甚大な影響をもたらしており、早急にさらなる対策の拡充・強化が求められているが、この国難を政府・自治体、事業者、国民一丸となって乗り越えるためのこれらの対策には、「安全・安心な地域社会の再構築」の視点が不可欠であるとの「安全・安心な地域社会の再構築と地域経済の回復・再生に関する特別決議」各地で発生している大規模な地震や記録的豪雨災害から地域に暮らす人々の命と暮らしを守るための「全国的な防災・減災対策・国土強靱化の推進に関する緊急決議」を採択いたしました。

また、同日、全国町村会創立100周年記念式典が挙行され、その中で、「本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、様々な重要課題が山積する今日、我が国は、新型コロナウイルス感染症の国難に直面し、政府・自治体、そして、全ての国民が心を合わせて、この難局を乗り越えるために行動している。我々町村長は、全国町村会創立100周年にあたり、先人たちが英知を結集し、果敢な行動で幾多の困難に立ち向かってきた歴史をしっかりと胸に刻み、コロナ後社会を見据え、人の絆、地域の繋がりを大切にしながら、全国926町村の多様な価値をさらに発展させ、全国どの地域も活力に溢れ光り輝く新時代を切り拓くため、全力を尽くすことをここに誓う。以上宣言する。」と、全国町村会創立100周年宣言を採択いたしました。

今こそ、全国の町村が団結して、この困難に立ち向かわなければならないと確信したところでございます。

12月6日の第207回臨時国会における岸田内閣総理大臣の所信表明演説の中での、我が国にも大きく関わる項目は、デジタルによる地域活性化を進め、さらには、地方から国全体へボトムアップの成長を実現していくとした「デジタル田園都市国家構想」と、2050年カーボンニュートラル及び2030年の46%排出削減の実現に向け、再エネを最大限導入するための規制の見直し及びクリーンエネルギーへの大胆な投資を進めるとした「気候変動問題」であるといえます。今後、国での議論に注目してまいります。

さて、篠栗町における第3回定例会以降の動きをご報告いたします。

篠栗町におけるマイナンバーカード交付の取り組み状況をご報告いたします。篠栗町のマイナンバーカード交付率は、11月末現在42.52%、福岡県では約4

0%で、県全体の交付率を少し上回っております。

マイナンバーカードを利用することで、コンビニ交付など手続きの簡素化や時間短縮、非接触型の手続きが可能になることに加え、健康保険証や運転免許証になるなど、今後、機能の充実が予定されております。

町民の皆様へ、マイナンバーカードを取得していただけるよう、今年度から住民課職員が公民館や施設に出向いて、申請の手続き「出張サービス」を始めました。

令和3年度末までに50%、政府の「令和4年度末までに全国民が保有する」という目標に向けて、全ての町民の皆様へマイナンバーカードをお届けできるよう努めてまいります。

令和3年11月6日に大字和田の一部の住居表示を実施いたしました。

今後とも地域に居住されてある住民の皆様への期待に応えられるようしっかりと説明し、ご理解をいただきながら、当初計画に沿って住居表示の実施を進めてまいります。

新型コロナワクチン接種については、2回目の集団接種は11月21日で終了し、現在は、医療機関での個別接種を行っているところでございます。また、12月中旬から始まる接種証明書のデジタル化に向けても、現在準備を進めております。

篠栗町における3回目接種の時期でございますが、2回目を接種してから8か月を経過した方を対象に、来年1月から順次接種券を送付してまいります。最初に、町内医療機関の医療従事者への接種を来年1月から、高齢者への接種を、ワクチンの供給状況を見ながら、来年2月頃から順次接種を実施していけるよう計画をし、令和4年9月末までに接種完了するよう準備を進めているところでございます。今後の集団接種会場は、オアシス篠栗を予定しております。また、既に報道されているように、今後はファイザー社とモデルナ社が二分の一ずつの供給になる見込みでございます。国において、交接種の安全性についてしっかりと国民に周知していただくよう、町村会からも要請しているところでございます。町民の皆様にもご理解をいただき、3回目の接種がスムーズにいくよう進めたいと考えております。

また、新たに5歳から11歳までを対象としたワクチン接種の準備を、開始時期等は不明でございますが、取り掛かるように国から指示を受けているところでございます。

以上、諸情勢をご報告いたしました。

それでは、本定例会に提案しております議案第64号から議案第79号までの16議案について説明をいたします。

議案第 6 4 号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、教育委員、田熊裕子氏が令和 3 年 1 2 月 1 5 日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 6 5 号は、「篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、財産活用課の新設に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、総務課管財係及び財政課情報システム推進係の分掌業務を、新設する財産活用課に移管するとともに、新たに町有財産の長寿命化及び更新計画を行うための改正を行うものでございます。

議案第 6 6 号は、「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条の規定に基づく、篠栗町空家等対策協議会を附属機関として設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、同法第 6 条第 1 項に規定する篠栗町空家等対策計画の見直しを令和 4 年度に実施するための附属機関とするものであります。

議案第 6 7 号は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条の規定に基づく、篠栗町空家等対策協議会委員の報酬等の額を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、協議会委員の報酬及び費用弁償の額を規定するものであります。

議案第 6 8 号は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町予防接種健康被害調査委員会委員の報酬額について糟屋地区内で標準化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、委員会委員の報酬額を 1 回につき 1 万 3, 5 0 0 円とするものであります。

議案第 6 9 号は、「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、町民の健康増進及びスポーツの振興を図るため夏休みのプール開放を行ってきましたが、近年の新型コロナウイルス感染症や熱中症への対策による安全確保が困難であることから、篠栗町町民プールの社会体育施設としての利用を中止するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第70号は、「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、放課後児童クラブ事業の運営に指定管理者制度を導入するにあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、事業の運営に指定管理者を追加するとともに、その業務の範囲を規定するものであります。

議案第71号は、「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町立児童館の管理運営に指定管理者制度を導入するにあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、条例の名称を変更するとともに、事業の運営に指定管理者を追加し、その事業の範囲を規定するものであります。

議案第72号は、「篠栗町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、予防接種の健康被害を対象に、篠栗町予防接種健康被害調査委員会を組織していましたが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る健康被害についても、その対象となることから、組織の拡充と専門性を高める必要があり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、委員会委員の人数や委員となるものの規定の改正、会議の開催方法の明確化などを規定するものであります。

議案第73号は、「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日に施行されることに伴い、出産育児一時金の支給額等の改正をする必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、出産育児一時金の基本額を40万8,000円とするものであります。

議案第74号は、「篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」

であります。

本議案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条及び消防庁長官通知の「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により、消防団員の年額報酬等を見直すにあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、年額報酬を増額し、従来の出動手当を出動報酬に改めるとともに、当該報酬額も増額するものであります。

議案第75号から議案第79号までの5議案は、「令和3年度補正予算」であります。

議案第75号は、「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」であります。

本議案は、令和3年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億1,197万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億166万9,000円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税を1,743万5,000円、国庫支出金を7,951万7,000円、県支出金を7,197万円、寄附金を120万9,000円、繰入金を1,034万6,000円、諸収入を3,049万8,000円、町債を580万円増額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、一般管理費といたしまして、文書管理委託料148万5,000円を追加するものであります。

民生費におきましては、高齢者支援費といたしまして、県介護保険広域連合事業費配分返還金に369万5,000円を追加し、障がい者福祉費といたしまして、自立支援サービス給付に1億2,600万円を追加し、児童福祉総務費といたしまして、国庫補助金返還金に976万3,000円を追加、児童運営費といたしまして、国庫補助金返還金に1,103万1,000円を追加し、児童福祉振興費といたしまして、児童手当制度改正に係るシステム変更委託料に333万9,000円を追加し、子ども医療対策費といたしまして、子ども医療費等を1,393万1,000円減額し、児童育成事業費といたしまして、県費補助金返還金に1,061万4,000円を追加するものであります。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費といたしまして、5歳から11歳までの接種に係るシステム変更、クーポン券印刷等業務委託料に400万円、ワクチン保管用冷凍庫の予備電源として、蓄電池購入費に40

0万円、塵芥処理費といたしまして、粗大ごみ収集運搬費に146万7,000円を追加するものであります。

農林水産業費におきましては、農村環境整備事業費といたしまして、ため池調査委託料3,850万円、林業振興費といたしまして、荒廃森林整備事業手数料973万8,000円、林道改良工事500万円を追加するものであります。

教育費におきましては、図書館費といたしまして、図書除菌機151万7,000円を追加するものであります。

災害復旧費におきましては、萩尾前田地区農地災害復旧工事費といたしまして、200万円を追加するものであります。

次に、繰越明許費といたしまして、完了までに期間を要するため、小葉山線林道改良工事ほか5事業につきまして、総額3,000万円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、債務負担行為につきましては、小葉山線林道開設事業におきまして、限度額を503万4,000円増額し、行政事務包括業務委託ほか4事業におきまして、令和4年度から令和7年度に総額11億2,774万3,000円を追加するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入れ限度額を変更するものとして、災害復旧事業債を80万円増額し、緊急自然災害防止対策事業債を500万円追加するものであります。

議案第76号は、「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ4,488万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,298万9,000円とするものであります。

内容は、県補助金等の額の確定による返還金及び人件費の増額補正ほか、前年度繰上充用金の額確定による減額補正を行うものであります。

議案第77号は、「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算に歳入歳出それぞれ908万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,538万2,000円とするものであります。

内容は、令和3年度末で、篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計を清算

するための歳入歳出予算を計上するものであります。

議案第78号は、「令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町水道事業会計予算を、人件費の補正により第3条収益的収入及び支出において、支出に4万4,000円を追加し、収益的支出の総額を5億5,384万6,000円とし、収益的支出額に対し2,211万7,000円の黒字予算とするものであります。

議案第79号は、「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、人件費補正により第3条収益的収入及び支出において、支出から31万8,000円を減額し、収益的支出の総額を8億5,412万4,000円とし、収益的支出額に対し1,568万7,000円の黒字予算とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 町長、申し訳ない。

質疑じゃなくて、75号の債務負担行為の追加の説明を、もう一度、ちょっとお願いしてよろしいですかね。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 75号のどの部分。

○議員（荒牧 泰範） 債務負担行為の分です。

○町長（三浦 正） 債務負担行為の分ですね。

ちょっとお待ちください、該当の部分を出します。

もう一度読みます。

次に、債務負担行為につきましては、小葉山線林道開設事業におきまして、限度額503万4,000円を増額し、行政事務包括業務委託ほか4事業におきまして、令和4年度から令和7年度に総額11億2,774万3,000円を追加するものであります。

とご説明いたしました。

○議長（阿部 寛治） いいですね。

では、ほかにありませんか。

ないようですので次に移ります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第64号から議案第79号までの16議案を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第64号は人事案件でございますので委員会への付託を省略し、本日の日程といたします。

議案第65号から議案第74号までの10議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第75号から議案第79号までの補正予算5議案については、「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、5番、古屋宏治議員、副委員長は、7番、栗須信治議員です。

最後に、報告第11号から報告第13号については、今まで、それぞれの常任委員会で報告を受けていましたが、予算審査終了後に全員にて受けたいと思います。

よろしいでしょうか。

日程第5、議案第64号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を浦上学校教育課長に求めます。

はい、浦上課長。

○学校教育課長（浦上 利浩） 議案第64号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所 糟屋郡篠栗町大字高田621番地1

氏名 田熊裕子

生年月日 昭和29年11月4日

令和3年12月9日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

教育委員、田熊裕子氏が令和3年12月15日をもって任期満了となるため。

次のページに履歴書を添付いたしております。

ご参照ください。

なお、任期は令和3年12月16日から令和7年12月15日まででございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットで送信したとおりでございます。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時43分